

○ 文 科 高 第 号
令和 年 月 日

殿

文部科学大臣

○ ○ ○ ○

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで